

平成26年(国)第566号

平成27年6月29日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、統合失調症（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。本件裁定請求書には、当該傷病の初診日は平成〇年頃であると記載されている。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害基礎年金を受給するためには、傷病の初診日が国民年金の被保険者期間中、または20歳前であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる傷病「統合失調症」の初診日が国民年金の被保険者期間中、または20歳前であることを確認することができないため。」との理由により、障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

1 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において国民年金の被保険者であ

ることに加えて、①当該障害の原因となつた傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、（ア）当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は（イ）当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること（以下、この①の要件を「保険料納付要件」という。）、及び、②対象となる障害の状態が、国民年金法施行令（以下「国年令」という。）別表に掲げる程度（障害等級1級又は2級）に該当することが必要とされている（国民年金法（以下「国年法」という。）第30条及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第20条）。

ただし、初診日において20歳未満であった者については、保険料納付要件は必要とされない（国年法第30条の4）。

2 本件の場合、保険者が第2の2に記した理由により原処分を行ったことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、まずは、請求人の当該傷病に係る初診日（以下「本件初診日」という。）がいつかであり、次に、本件初診日の前日において、前記1の国年法の規定に照らして、請求人が保険料納付要件を満たしていると認められるかどうかであり、さらには、これが認められた場合においては、障害認定日（初診日から1年6月後。以下同じ。）当時における請求人の当該傷病による障害の状態（以下、これを「本件障害の状態」という。）が、国年令別表に掲げる程度に該当するかどうかということである。

第4 当審査会の判断

1 本件初診日について検討する。

(1) 初診日に関する証明資料は、国年法が、発病又は受傷の日ではなく、初診日を障害基礎年金の受給権発生の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師又は

医療機関が作成したもの、又はこれらに準ずるような証明力の高い資料でなければならぬと解するのが相当である。

- (2) 本件についてこれをみると、本件初診日に関する上記のような証明力を有する資料と認められるのは、① a 病院 b 科・c 科・d 科・B 医師作成の平成〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付診断書（以下「本件診断書」という）、② e 病院・C 医師作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証明書、③ ○○市が交付した障害者手帳であり、これらをおいて他に存しない。そして、①には、傷病名として当該傷病が掲げられ、傷病の発生年月日として「平成〇年頃 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、そのため初めて医師の診療を受けた日として「平成〇年頃 本人の申立て（〇年〇月〇日）」、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容等は、請求人の母・請求人から〇年〇月〇日聴取したものとして「平成〇年幻覚、妄想状態になり、f 病院に通院するも自閉的になり中断。H〇、秋、幻聴、被害妄想を訴える様になり、平成〇年〇月〇日 e 病院受診。通院せず、平成〇、〇、〇当院初診。幻聴、被害・注意妄想、考想伝播、感情表出低下等が認められ加療、陽性症状状況ある中、自閉的生活は不変。」、診断書作成医療機関における初診年月日「平成〇年〇月〇日」、その時の所見として「幻聴、被害・注意妄想、考想伝播、独語、感情表出低下」と記載されている。②には、傷病名として当該傷病が掲げられ、発病年月日「平成〇年頃」、傷病の原因又は誘因「不詳」、発病から初診までの経過「当院初診の数年前からTVを見なくなり、電話に出なくなっていた」という。平成〇年秋頃、入浴中風呂場の隅で「皆が見てる。大勢の人がガラガラ笑ってる」と震えていた。その後は母が添い寝したが睡眠中悲鳴をあげていたという。平成〇年春頃からは、

トイレと買い物以外は自室でほとんどを寝て過ごすようになっていた。」、初診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診年月日「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰「中止」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要「初診時、発語はほとんどなく、注察妄想か幻聴の存在を問うとうなづかれた。眠薬をすすめたが拒否、受診は1回のみで中止された。」と記載されている。③には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳として、交付日「平成〇年〇月〇日」、障害等級「1級」と記載されている。

そして、平成〇年〇月〇日付で請求人が作成（請求人の母・請求人が代筆）した病歴状況申立書（国民年金用）によれば、平成〇年頃、被害妄想、幻覚により○○市の f 病院を受診し1年くらい通院したとしているが、f 病院にはカルテ等の診療録が残っていないため、受診状況等証明書が添付できないとしている。請求人は、その後、平成〇年〇月〇日、e 病院を受診するまでの間、医療機関は受診していないと申し立てている。

これらの事実によれば、請求人が裁定請求時及び上記申立書により申し立てている平成〇年頃に当該傷病ないしはこれと相当因果関係が認められる疾患等により、医師の診療を受けたこと又はこれに準ずる事実があったことを裏付ける資料は見いだせないのであるから、本件初診日は e 病院を受診した平成〇年〇月〇日と認定するのが相当である。

- 2 本件の保険料納付要件について検討する。

請求人に係る被保険者記録照会回答票（資格画面）及び被保険者記録照会（納付II）によれば、請求人は、本件初診日において国民年金の被保険者であり、当該初診日の属する月の前々月までの1年間（平成〇年〇月から平成〇年〇月まで）は保険料納付済期間であることから、保

険料納付要件を満たしていることが認められる。

- 3 次に、障害認定日における本件障害の状態が、国年令別表に掲げる程度に該当するかどうかを検討し、判断する。

本件障害の状態等に関して、本件診断書には、上記1の(2)で記載した後の部分について、次の記載のあることが認められる。

(略)

- 4 前記認定の事実に基づき、本件障害の状態を判断する。

(1) 請求人の本件障害の状態について検討するに、当該傷病による障害により、障害等級1級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度）以上と認められる程度のもの」（10号）が、障害等級2級の障害基礎年金が支給される障害の程度としては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（16号）が掲げられている。

そして、国年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期すための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えるものである。

(2) 認定基準の第2「障害認定に当たっての基本的事項」の「1 障害の程度」によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の

用を弁ずることができない程度のもので、例えば、身のまわりのことはからうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないものの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものであるとされ、「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもので、例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである、とされている。

そして、認定基準の第3第1章第8節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものを1級に、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定するとされ、統合失調症による障害で障害等級1級に相当すると認められるものの一部例示として、「高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験が著明なため、常時の援助が必要なもの」が、障害等級2級に相当すると認められるものの一部例示として、「残遺状態又は病状があるため人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるため、

日常生活が著しい制限を受けるもの」が掲げられている。そして、統合失調症は、予後不良の場合もあり、国年令別表・厚生年金保険法施行令別表第1に定める障害の状態に該当すると認められるものが多いが、罹病後数年ないし十数年の経過中に症状の好転を見る事もあり、また、その反面急激に増悪し、その状態を持続することもあるので、統合失調症として認定を行うものに対しては、発病時からの療養及び症状の経過を十分考慮するとされ、日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めるとされている。

- (3) 上記(1)で認定した障害認定日ころの本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、幻覚妄想状態等（思考形式の障害）、統合失調症等残遺状態（自閉、感情鈍麻、意欲の減退）が認められ、具体的な程度・症状としては、単独で外出はできず、家人以外との交流は皆無で、入浴も少なく、自閉的生活が続いている、家人が入浴を勧めても滅多に入らないとされ、日常生活状況は、在宅で同居者があり、家人以外との会話は皆無とされ、日常生活能力の判定は、適切な食事は、自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる、通院と服薬（要）は、助言や指導があればできるとされているものの、身辺の清潔保持、金銭管理と買い物、他人との意思伝達及び対人関係、身辺の安全保持及び危機対応、社会性は、助言や指導をしてもできない若しくは行わないとされ、日常生活能力の程度は「(5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。」とされているのであるから、これらを総合勘案すると、本件障害の状態は、統合失調症で1級に相当すると認められる例示に該当し、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度

に至っているといえる。

- (4) 以上によれば、請求人に対しては、障害認定日（本件初診日から1年6月後の平成〇年〇月〇日）を受給権発生日として、障害等級1級の障害基礎年金が支給されるべきであり、これと異なる原処分は相当でないので取り消すこととし、主文のとおり裁決する。